岐阜県内レンタカー事業者 各位

中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官 (輸送・監査担当)

新型コロナウイルス感染症の影響によるレンタカーの減車等に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、レンタカーの需要が減退していること等を踏まえ、 岐阜運輸支局管内のレンタカー事業者の保有車両の減車等について以下の取扱いを行います。

記

1. マイクロバスの一時減車後の回復増車に係る取扱いの特例

自家用マイクロバスを保有する事業者においては、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱いについて」(平成7年6月13日自旅第138号)4に基づき、原則として増車届出時に直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写しを添付又は提示することを求めているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症の流行を起因として一時的に減車(ゼロ両減車を含む)を実施し、その後レンタカーの需要が回復し減車前の車両数まで増車する場合、直近2年間の貸渡簿の提出又は提示を不要とする特例措置を講じます。

増車の際は届出書の「2.変更事項」欄については「10.代替」を選択いただき、「新」に 増車する車両の車台番号、「旧」に減車を行った車両の車両番号(わナンバー当時のもの)及び 減車を行った日付を記載していただくようお願いします。

2. 保有車両数を0台に減車した場合の休業特例

事業者が保有している車両をO台に減車した場合、通常は事業の廃止を届け出る必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により一時的に休業する場合に限り、廃止の届け出及び事業再開時の許可申請を提出することなく、再開時の増車の届け出により事業再開ができるよう特例措置を講じます。

<u>新型コロナウィルス感染症の収束後にあってもなお再開されない場合は、速やかに廃止の届出</u> を提出いただくようお願いします。

※本取り扱いは令和2年4月7日から令和2年9月30日までに減車を行うものについて適用します。なお、本取り扱いに基づく期間の延長及び対象とする期間の終了については社会・経済情勢等を踏まえ、判断します。